

三十五歳を過ぎたら加入はもう間に合わないか？

Q 私は三十六歳と十一カ月の自営業者です。年金はバカにして加入していませんでした。しきりに年金、年金といわれるので気になり加入しようと思いましたが、三十五歳のうちに入っていないとダメだとわかりました。どうにもならないのでしょうか？

A いますぐ手続きをすればまだ間に合います。本当は、三十五歳までに加入の手続きをするのが無難なのです。というのは、国民年金の老齢年金をもらうには、六十歳になるまでの二十五年間、続けて保険料を納めていなければならぬので、そのためには逆算すると、三十五歳のときに加入してやっと二十五年間という期間ができるからです。

しかし、三十六歳十一月でも「まだ間に合う」というのは、未納している保険料を納められるのはさかのぼって二年間までというきまりがあり、それを当てはめようというものです。

つまり、三十五歳から三十六歳が終わるまでの間は、さかのぼって納めることができるので、どうか救われるというわけです。いずれにせよあなたのように当然加入の被保険者の場合は、加入することが義務であることをご理解下さい。

国民年金は世代をこえた結びあい

将来の年金財政はどうなるのかという声も聞かれますが……

・国民年金制度の現状

人口の高齢化に伴い、年金の受給者は年々増え、支払額も増えると年金財政が息切れし、「将来、自分たちの年金が受けられなくなるのでは……」と心配する声も一部にはきかれます。

でも、ご安心下さい。国民年金は、誰もが年金を受けられるようにつくられた

制度で、どのような時代にも年金財政が健全に運営されるよう、国がしっかりと見通しをたてて責任をもって運営しています。

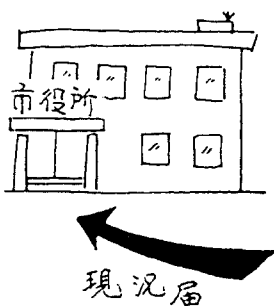
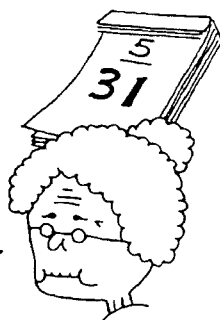
国民年金は、定期的に年金水準の見直しを行い、さらに物価スライドを行っています。が、これらも働かず若い世代みんなどお年寄りを支えるというしくみだからこそできるのです。このように、国民年金は世代間の助け合いの制度です。これを支える健全な勤労世代がある限り、今後老後の所得保障という重要な役割を果たしていくことができます。

年金の水準は老後生活の基盤を支えるに足るものでなければならぬのは当然ですが一方、制度を支える若い世代がその所得の中から税や保険料を負担し、残り世帯の家事を支えていることを考えれば、その生活水準や負担能力とのバランスがとれたものでなければなりません。

国は、こうした問題などを解決し、長期的により一層安定した制度にするため、現在具体的な検討を行っています。

・あなたが育てる国民年金
若い世代が納める保険料は

お年寄りを支えるとともに、自分の年金を受ける権利を確保し、やがて自分たちも次の世代に支えられるのです。つまり、年金制度は「世代をこえた結びあい」が必要なくみといえます。今後制度のしくみについて、皆さんに正しい理解をしていただき私たちがみんなで国民年金をさらに充実した制度に育ててゆきましょう。



五月は国民年金の

現況届の提出時期

五月は国民年金の障害年金、母子年金、寡婦年金、遺児年金の受給者の現況届の提出時期です。五月三十一日までに必ず提出をお願いします。

現況届は、引き続き年金

を受けるための大切な手続きです。用紙は、社会保険事務所から送られますので、必要な事項を記入し、市役所市民課窓口で証明を受けて期限までに提出しましょう。

国民年金受給者協会

定期総会のお知らせ

日時 五月十四日(土)

午後一時三十分

場所 文化会館四階大ホール

※ご案内については、地区役員さんを通じて会員あて配布いたします。

都留支部長 花田宣一

都留市の気象

	58年3月	57年3月	10年間の平均
最高気温	(2) 18.7 °C	(16) 24.3 °C	20.9 °C
最低気温	(9) - 4.7 °C	(3) - 4.7 °C	- 6.0 °C
平均気温	5.7 °C	7.2 °C	5.8 °C
降水日数	1 mm以上14日	1 mm以上9日	1 mm以上9日
降水量	116.0mm	57.5mm	86.5mm
平均湿度	62%	69%	66%

都留市消防署調べ()はその日